

静岡県告示第637号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和5年10月31日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

富士山南鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

静岡県富士市、富士宮市所在の国有林静岡森林管理署46林班から57林班まで、74林班から86林班まで、122林班から130林班まで、134林班、135林班、172林班から174林班まで、176林班、201林班及び同県裾野市、御殿場市、駿東郡小山町所在の国有林静岡森林管理署483林班、484林班、499林班、500林班の区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分 大規模生息地

(2) 指定目的 富士山南鳥獣保護区のうち、小禽類や猛禽類、大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する中核的な区域を特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

カラマツ、ウラジロモミ、シラベ、コメツガを主とする富士山に残された数少ない原生林で高山帯の野鳥の貴重な繁殖地、生息地となっている環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、鳥獣の適正管理に努める。